

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から平成 14 年 1 月までの全期間前納制度を利用して納付した国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から平成 14 年 1 月まで

私は、A 町（現在は、B 市）に住んでいるとき、昭和 37 年 2 月に国民年金に加入し、42 年 3 月までの国民年金保険料を納付した。その後、立ち退きのため住所を C 町（現在は、B 市）に移し、40 年 2 月 18 日に C 町役場（現在は、B 市役所 C 総合支所）で 42 年 4 月から 60 歳になる月の前月までの保険料（2 万 3,860 円）を前納した。

領収証を所持しているので、保険料の納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 37 年 4 月 2 日に払い出されたことが確認でき、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、37 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料は納付済みである上、42 年 1 月から同年 3 月までの保険料は、同年 1 月の保険料額引上げに伴う差額分も納付済みであると確認できることから、当時、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、C 町役場町民課職員 D 氏が昭和 42 年 4 月 18 日に交付したとする、42 年 4 月から 60 歳までの保険料（2 万 3,860 円）を納付したことを示す領収証（受領日は昭和 40 年 2 月 18 日）を所持しているところ、B 市役所は、当該領収証を交付したとする D 氏について、「当時、D 氏は、C 町町民課職員として勤務しており、国民年金を担当していた。」と回答しており、D 氏も、「この領収証の筆跡は私のものに違いなく、領収印も私の印鑑である。」と回答している上、当該領収証に記載されている金額（2 万

3,860 円)は、「国民年金の保険料を前納する場合に納付すべき額等を定める件」(昭和36年10月31日厚生省告示第375号)により定められた42年4月(申立人が25歳)に将来の全ての保険料をまとめて前納(全期間前納)する場合の金額と一致している。

さらに、申立人の昭和42年3月までの保険料が全て納付済みであることは、申立人が当該領収証により42年4月以降の保険料を前納したとする供述と整合が取れている上、申立人の、「当時は不安定な仕事に就いていたため、両親と相談の上、立ち退き補償金が残っているうちに、保険料を納付しておいた方が良いと思い、60歳までの全期間の保険料を納付した。」とする主張に不自然さはみられない。

加えて、昭和41年10月から平成5年3月度まで(昭和45年4月から50年3月までの期間を除く。)の国民年金保険料還付整理簿においても、申立期間に係る保険料の還付記録は確認できない。

これらの事情を踏まえると、前述の領収証により納付したとする保険料は、全期間前納制度を利用して納付したものと推認できるが、一方で、全期間前納制度は、昭和42年1月から保険料が引き上げられることになったため、当該制度は廃止になり、既に前納した被保険者には、引き上げられた保険料との差額を追納する取扱いとなっていたところ、E社会保険事務所(当時)及びC町役場において、申立人の申立期間に係る被保険者台帳及び被保険者名簿は確認できず、C町役場が保管する昭和40年度から43年度までの国民年金被保険者連名簿には、申立人の氏名、生年月日は記載されているが、収納記録は斜線で抹消されている上、申立人が申立期間の保険料との差額を追納したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料との差額が追納されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の全期間前納制度を利用して納付した国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月、同年5月、同年10月、同年11月及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月及び同年5月
② 昭和46年10月及び同年11月
③ 昭和47年4月から48年3月まで

私が20歳になった頃に、母親が私の国民年金の加入手続を行った上、昭和47年8月までの保険料を集金人に納付してくれていたと思うので、未納期間があることに納得できない。

また、私は昭和47年10月に結婚しており、同年9月以降は、私の妻が夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していたと記憶しているが、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているところ、A町は、「申立人が居住していた地区には納付組織があった。」と回答しており、同町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には納付組織番号が記載されていることから、申立人は、保険料を納付組織の集金人に納付していたことがうかがえる。

また、申立人の妻は、「結婚当初からずっと夫婦二人分の保険料を納付していた。」と回答しているところ、オンライン記録により収納年月日が確認できる昭和59年4月以降の保険料について、申立人及びその妻の収納年月日は全て一致している上、妻の保険料は、申立期間③のうち、47年9月から48年3月まで納付済みであることから、当該期間に係る保険料について、申立人だけが未納であることは不自然である。

さらに、前述の被保険者名簿によると、申立期間①を含む昭和46年4月か

ら同年7月までは納付済み、同年8月から48年3月までは未納、48年4月から49年3月までの保険料は過年度納付と記録されているが、オンライン記録では、46年12月から47年3月までは納付済み、申立期間①、②及び③は未納、48年4月から49年3月までの保険料は現年度納付とされており、被保険者名簿とオンライン記録の納付記録が一致していない。

加えて、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号（資格取得日は昭和45年2月13日）は、昭和45年9月14日に払い出されているところ、これとは別の手帳記号番号（資格取得日は昭和46年11月16日）が47年9月7日に払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号に係る特殊台帳（国民年金被保険者台帳）及びA町の被保険者名簿は無く、当該手帳記号番号に係る重複取消処理が行われた形跡も見当たらないことから、当時、事務処理が適正に行われておらず、申立人の年金記録の管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年3月まで

私は、国民年金保険料の集金人である国民年金協力委員から国民年金への加入を勧められたため、昭和58年4月頃に、私の母親が、私の国民年金への加入手続を行い、私の資格取得日は、56年2月まで遡った。56年2月から58年3月までの保険料は、国民年金協力委員に数か月分ずつをまとめて納付し、59年3月までには全て納付した記憶がある。

申立期間当時、私は両親と同居をしており、母親が家族3人分の保険料を納付していたので、私の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、全て保険料を納付しており、その両親も未納期間は無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から昭和58年4月18日に払い出されているのが確認できるところ、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市が保管している国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の主張のとおり、昭和56年2月から同年9月までの過年度保険料は3回にわたって納付されていることが確認でき、過年度納付実績のある申立人が、申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

加えて、A市は、「申立人が居住する地区の昭和58年度から60年度にお

ける国民年金協力委員は、申立人が記憶しているとおりの者であり、便宜上、協力委員が過年度保険料を預かることもあった。」と回答しており、申立内容に整合性がみられる。

このほか、前述の被保険者台帳及び被保険者名簿の昭和 56 年 6 月の納付記録を見ると、被保険者台帳では、納付年月が 58 年 7 月と記載されているのに対し、被保険者名簿では、58 年 10 月と異なって記載されており、行政の記録が整合していない状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 26 日から 35 年 4 月 21 日まで
② 昭和 35 年 4 月 21 日から同年 8 月 27 日まで

年金事務所の記録では、申立期間①及び②について、脱退手当金を昭和 37 年 6 月 5 日に支給されたと記録されているが、当時、私は、脱退手当金の制度があることを知らなかったし、35 年 8 月に退職した後も、結婚するまでずっと働くつもりだったので、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②の事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 9 か月後の昭和 37 年 6 月 5 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が、脱退手当金支給決定日に最も近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、「結婚するまでずっと働くつもりであった。」と供述しているところ、脱退手当金支給決定日の約 1 か月後である昭和 37 年 7 月 21 日から結婚前の 38 年 10 月 2 日まで、ほぼ継続して厚生年金保険の被保険者となっていることから、引き続き働く意思を有していたことがうかがわれ、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から 41 年 1 月 11 日まで
② 昭和 42 年 4 月 3 日から 43 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 5 月 22 日まで

私は、日本年金機構から送付された脱退手当金受給確認はがきにより、申立期間①、②及び③について、脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。

申立期間③の事業所については、1 か月程度しか勤務しておらず、無断欠勤のまま、給与も一度も受け取ることなく退職したため、私が事業主に脱退手当金の請求を委任することはあり得ず、脱退手当金を受け取った記憶も無い。

申立期間①、②及び③について、脱退手当金が支給済みと記録されていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③の事業所に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ4年以内に被保険者資格を喪失した女性31人（申立人を含む。）のうち、被保険者資格の喪失時に脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間2年以上）を満たしている29人の記録を見ると、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め3人と少数であることから、事業主が代理請求を行っていた可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間①と②の間の被保険者期間（14 か

月)についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、当該未請求期間は、申立期間①、②及び③と同じ厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている上、申立人が、申立期間②及び③より長い当該未請求期間を失念して脱退手当金を請求するとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間③の事業所を退職した後も別の事業所で働くつもりだった。」と供述しているところ、脱退手当金支給決定日から約2か月後の昭和44年1月6日に別の事業所に再就職しており、申立人は、引き続き働く意思を有していたものと認められることから、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 35 年 8 月 30 日まで
② 昭和 36 年 9 月 1 日から 38 年 1 月 10 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 10 日から 39 年 9 月 26 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金支給の確認はがきによると、昭和 41 年 3 月 31 日に脱退手当金を受給したことになるが、申立期間③の事業所を退職後、脱退手当金が支給されたと記録されている日まで約 1 年 6 か月も経っていることは不自然である上、当時の給与の 2 か月分にも相当する金額を受給していたら、覚えているはずである。

脱退手当金の請求をした覚えは無く、脱退手当金を受け取ってもいないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 年 6 か月後の昭和 41 年 3 月 31 日に支給決定されたこととなり、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が 4 回の被保険者期間のうち、支給決定日に最も近い被保険者期間を失念して請求するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 27 日から 41 年 12 月 30 日まで
② 昭和 42 年 1 月 22 日から 42 年 7 月 26 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間③において、A市にあったB社に勤務し、結婚のため同社を退職したが、脱退手当金のことは知らなかったし、同社から退職時に脱退手当金についての説明も無かった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者原票及び被保険者記録照会回答票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後それぞれ2年間に同社を退職した女性で24か月以上の被保険者記録が確認できる同僚25人のうち、脱退手当金支給記録を有する者は申立人を含めて二人のみである上、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約11か月後の昭和44年9月22日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が、これら4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、昭和36年に通算年金制度が創設されているところ、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付している上、加入時点において申立期間を厚生年金保

険の被保険者期間として認識していたことがうかがわれることを踏まえると、年金制度を通算する意思を有していたものと考えられ、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 58 年 9 月まで
昭和 53 年 5 月頃に国民年金への加入案内が届き、両親に加入を勧められた記憶がある。私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたはずであり、申立期間が未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 53 年 5 月頃に国民年金への加入案内が届き、母親が加入手続きを行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の資格取得日及び A 年金事務所の回答から、昭和 60 年 7 月以降に職権適用により払い出されたものと推認できる上、申立人は、A 市から住所を移動しておらず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の母親が 53 年 5 月頃に加入手続きを行ったとは考え難い。

また、オンライン記録により、昭和 60 年 12 月 23 日に納付書が作成されていること、及び 58 年 10 月から 59 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人に納付書が発行された時点では、申立期間の保険料は既に時効期限が到来しているため納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする母親は既に死亡しているため具体的な納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から34年2月1日まで

私は、A事業所で嫌がらせを受けて辞めたこともあって、退職時に同事業所に脱退手当金の代理請求を依頼していないし、その後も自分で同事業所に係る脱退手当金の裁定請求を行ったことはないので、同事業所に係る脱退手当金を受給する訳が無い。

私は、確かに申立期間後のB事業所に係る脱退手当金は受給したが、申立期間に勤務していたA事業所に係る脱退手当金も支給したとする国の記録は納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とすべきであることから、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、申立期間についても併せて支給されるべきところ、申立期間は計算の基礎となっていないことから、申立期間については既に脱退手当金が支給されているとして支給手続が行われたものと考えられる。

また、申立期間より前の3事業所に係る被保険者期間についてもその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人は、「これら3事業所については、厚生年金保険に加入しているとは思っていなかった。」と供述しており、当該期間を被保険者期間として認識していなかったことがうかがえる上、当該未請求期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出がなければ、別の番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえ

ると、未支給期間があることに不自然さはいかがえない。

さらに、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の被保険者資格喪失日の前後それぞれ2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（当時、女性は被保険者期間2年以上）を満たしている女性23人（申立人を除く。）の記録を見ると、脱退手当金が支給されている15人のうち、資格喪失日から脱退手当金の支給日までの期間が5か月以内である者が12人確認できることから、当時、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る脱退手当金は昭和34年5月14日に支給決定されているところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答した日（昭和34年4月14日）が記録されている上、前述の申立期間の事業所に係る被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを示す押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 10 日から 45 年 2 月 26 日まで

A社に勤務した申立期間について脱退手当金が昭和 45 年 3 月 31 日に支給されたこととなっているが、私は、脱退手当金支給の確認はがきが日本年金機構から送付されるまで脱退手当金のことを知らなかった。

私は、申立期間の脱退手当金は請求をしていないし、受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の経理事務担当者は、「脱退手当金は会社が代理請求し、会社が脱退手当金を受け取った後、本人に送金していた。」と回答しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間当時の被保険者記録が確認できる同僚も、「私は、A社を結婚により退職したが、退職時に事業主から脱退手当金の受給について説明があった。」と回答していることから、事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書は、昭和 45 年 3 月 4 日に管轄の社会保険事務所（当時）で受け付けられ、給付金（脱退手当金）裁定並支出伺により、当該脱退手当金は同年 3 月 31 日に隔地払いにより送金されたことが確認できる上、申立人のA社に係る被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 1 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、A共済組合員として掛金を事業所により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 58 年 11 月 14 日から 59 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 56 年 4 月 1 日から B 事業所において、正社員として勤務し、雇用保険被保険者資格の取得日は同日と記録されているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年 6 月 1 日と記録されている。

また、申立期間②については、昭和 58 年 11 月 14 日から C 事業所において、臨時職員として勤務し、健康保険被保険者資格の取得日は同日と記録されているにもかかわらず、A 共済組合の加入日は 59 年 4 月 1 日と記録されている。

申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを、申立期間②について、A 共済組合員であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から、申立人は、B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所の事業主は、「当事業所は昭和 56 年 4 月 1 日に開業したが、開業当初は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。厚生年金保険の適用事業所となったのは開業から 2 か月から 3 か月後である。」と回答しているところ、適用事業所原簿において、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 6 月 1 日であることが確認できる。

また、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人

と同じ昭和 56 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「B 事業所は、昭和 56 年 4 月の開業当初、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。」と供述している上、そのうちの一人は、「私が所持している B 事業所の給与明細書によると、昭和 56 年 4 月及び同年 5 月は厚生年金保険料が給与から控除されていないが、同年 6 月以降は控除されている。」と供述している。

さらに、前述の被保険者原票の整理番号 1 番から*番（申立人）までの被保険者に係る被保険者資格の取得日は、全て B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 56 年 6 月 1 日となっており、申立期間①において、B 事業所で被保険者記録が確認できる者はいない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D 組合連合会が保管する人事台帳から、申立人は、C 事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 事業所は、申立期間②における A 共済組合への加入の取扱いについて、「雇用形態により異なっており、臨時職員は加入していなかった。」と回答している。

また、C 事業所に係る健康保険被保険者原票により、申立期間②当時、申立人と同様に健康保険の被保険者記録は確認できるものの、A 共済組合の加入記録が確認できない同僚 5 人に対し照会したところ、3 人から回答があり、そのうちの一人（臨時職員）は、「私は、C 事業所で健康保険には加入したが、A 共済組合への加入の話は聞いたことがない。」と回答していることから判断すると、C 事業所においては、臨時職員について、必ずしも全員を当該共済組合に加入させていたとは限らない状況がうかがえる上、回答のあったほかの 2 人からも、当該共済組合への加入の取扱い及び掛金の控除について確認できる回答を得ることはできなかった。

さらに、D 組合連合会が保管する組合員台帳からも、申立人の A 共済組合の組合員資格の取得日は昭和 59 年 4 月 1 日と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における A 共済組合の掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、申立期間②についても、申立人が A 共済組合員として掛金を事業所により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 15 日から 27 年 12 月 1 日まで
私の夫は、A事業所（現在は、B事業所及びC事業所の二つに分かれている。）に昭和 22 年 11 月 15 日に入社し、37 年 12 月 31 日に退職するまでD職として勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、27 年 12 月 1 日に資格を取得したことになっている。在職証明書からも同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B事業所及びC事業所から提出された在職証明書等により、申立人が昭和 22 年 11 月 15 日に申立事業所に入社後、37 年 12 月 31 日に退職するまで、D職として継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和 22 年 6 月 1 日から 27 年 11 月 30 日までの間に被保険者資格を取得している 22 人の職種について、B事業所が保管している人事記録を見ると、E職が 3 人、F職又はG職が 2 人、事務職等が 17 人で、全員が申立人の職種であるD職以外の職種であったことが確認できる。

また、B事業所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届から、申立人は昭和 27 年 12 月 1 日に初めて被保険者資格を取得していることが確認できること、及び申立事業所に係る被保険者名簿の記録から、同日に申立人を含む 5 人のD職が連続した被保険者記号番号で被保険者資格を取得しているところ、前述の人事記録により、当該 5 人全員

が同日よりも前に採用されていることが確認できることから判断すると、申立事業所は、それまでに採用していたD職を同日にまとめて厚生年金保険に加入させたことが推認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、オンライン記録から、申立人は、昭和27年12月1日から38年1月1日までの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給していることが確認できる。

加えて、申立期間のD職及び事務担当者は所在不明又は死亡のため、当時の状況について供述を得ることができず、B事業所も申立期間当時の厚生年金保険の加入状況や保険料控除について不明としており、申立人が申立期間に係る保険料を給与から控除されていることを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）における標準報酬月額は、平成7年10月から10年8月までは59万円が変わらないが、10年9月は16万円、同年10月から11年9月までは12万6,000円と大きく減額して記録され、同年10月から再び59万円に戻っている。

申立期間の標準報酬月額は、平成11年分給与所得の源泉徴収票に記載された内容と違うので調査して、給与額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人が所持している平成11年分給与所得の源泉徴収票の支払金額欄に記載された金額から推認される報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていることが確認できるものの、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された金額は、オンライン記録上の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料額とA健康保険組合に記録されている標準報酬月額から計算し

た健康保険料額の合計金額とほぼ等しくなることから判断すると、事業主は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料額を申立人の給与から控除していたものと認められる。

また、前述の健康保険組合に記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録について遡って訂正されている形跡は無く、同僚の中には、申立人と同様に、申立期間当時に標準報酬月額が一旦減額された後、標準報酬月額が増額され、減額される前の期間における標準報酬月額となっている者が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間のうち平成 11 年分給与所得の源泉徴収票以外の期間に係る源泉徴収票又は給与明細書を所持していない上、B 社も申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 17 年 8 月
④ 平成 17 年 12 月

私がA社に勤務していた期間は、賞与が毎年、夏は3万円、年末は5万円くらい支給されていた。平成16年の厚生年金保険の標準賞与額の記録はあるが、申立期間①、②、③及び④について標準賞与額の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく標準賞与額の記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるところ、A社は既に廃業しており、賃金台帳等を確認することができない上、申立人も賞与明細書等の関連資料を所持しておらず、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、A社の給与関係事務を行っていたとされるB社の厚生年金保険被保険者に係るオンライン記録を見ると、申立人と同様に平成16年8月及び同年12月支給の賞与の標準賞与額は確認できるが、15年及び17年の賞与に係る記録は確認することができない上、B社も既に廃業しており、事業主及び事務担当者から申立期間の保険料控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 6 日から 36 年 7 月 31 日まで

私は、高等学校を卒業後、私の母親の親族宅に下宿して、A社に勤務したが、昭和 32 年 2 月 23 日からはB社C工場に転職した。

その後、同社D工場総務課のE氏が、下宿から近い同社D工場に転勤させてくれたので、私は、結婚で退職するまで同社D工場勤務したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので調査してほしい。

なお、同社D工場での仕事は、F社の箱及びG社の箱の検査であり、同僚にH氏がいたことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚のH氏は、既に死亡しているため供述を得ることができないが、申立人が記憶しているE氏は、H氏について、申立人と同様の主張をしている上、申立人の夫も「昭和 36 年 4 月に、B社に勤務していた申立人と見合いをし、結婚のため申立人は同年 7 月に退職した。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間において、同社D工場に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B企業年金基金が保管する厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 32 年 2 月 23 日にB社C工場において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 5 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同基金は、「当時のB社D工場の被保険者名簿に申立人に係る記録は無かった。」と回答している。

また、E氏は、「当時は、従業員として、正社員、臨時雇用員及びパートといった職種の従業員が約 5 千人程度いたが、B社本社及び同社各工場を分離するに当たり、正社員と他の従業員との雇用形態、給与、年金保険等の整

理を行った。正社員以外の従業員は、それまで厚生年金保険に加入させていたが、加入させない取扱いに変更したと思われる。」と回答していることから判断すると、申立期間当時、B社は、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿において、同社D工場は昭和33年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち32年9月6日から同年12月31日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、33年1月1日から申立人が退職したとする時期までの被保険者名簿に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 11 月 15 日まで

私は、昭和 36 年 11 月に結婚のため A 社を退職した。結婚後、B 県 C 市へ転居し、約 9 か月後に兄が他界したため、37 年 9 月に D 市の実家へ帰ってきた。

定年になり、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際に、A 社の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みとされていることを初めて知った。

脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページの前後それぞれ 4 ページに記載されている女性で昭和 35 年 1 月 1 日から 37 年 12 月 31 日までの期間に被保険者資格を喪失した者のうち、脱退手当金の受給資格（当時、女性は被保険者期間 24 か月以上）がある者は 9 人であるところ、申立人を含む 7 人に脱退手当金の支給記録があるが、7 人全員が資格喪失日から約 7 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る資格喪失日から約 5 か月の昭和 37 年 4 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前の被保険者期

間 13 か月はその計算の基礎とされておらず未請求となっていることについて、申立人は、「未請求期間に係る事業所において、自分が厚生年金保険に加入していたことは知らなかった。」と供述しており、申立人は、当該期間を被保険者期間として認識していなかった可能性がうかがえる上、当該期間は、申立期間と別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出がなければ、社会保険事務所では、別の番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。